

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 略</p> <p>第八章 環境影響評価その他の手続の特例</p> <p>第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第三十八 条・第三十九条）</p> <p>第二節 認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業 に関する特例（第四十条）</p> <p>第九章 環境影響評価法の対象事業等に係る手続（第四十一条―第四 十六条）</p> <p>第十章 雑則（第四十七条―第五十二条）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第二条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例（第四十三条を除く。）において「対象事業」とは、第一 種事業又は第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（同条第 四項及び第二十八条第二項において準用する第四条第三項第二号の措</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 略</p> <p>第八章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第三十八 条・第三十九条）</p> <p>第九章 環境影響評価法の対象事業等に係る手続（第四十条―第四十 五条）</p> <p>第十章 雑則（第四十六条―第五十条）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第二条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例（第四十二条を除く。）において「対象事業」とは、第一 種事業又は第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（同条第 四項及び第二十八条第二項において準用する第四条第三項第二号の措</p>

置がとられたものを除く。)をいう。

5 この条例(次条、第七章、第四十二条第六項及び第四十七条第一項を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者)をいう。

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(第四十二条第八項を除き、以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 八 略

2 略

(準備書の提出等)

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を、知事に提出するとともに、第六条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十三条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。第四十四条第二項を除き、以下「関係地域」という。)の全部又は一部がその区域内にある市町村(以下「関係市町村」という。)に対し、送付し

置がとられたものを除く。)をいう。

5 この条例(次条、第七章、第四十一条第六項及び第四十六条第一項を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者)をいう。

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(第四十一条第八項を除き、以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 八 略

2 略

(準備書の提出等)

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を、知事に提出するとともに、第六条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十三条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。第四十三条第二項を除き、以下「関係地域」という。)の全部又は一部がその区域内にある市町村(以下「関係市町村」という。)に対し、送付し

なければならぬ。

(評価書の作成)

第二十二條 略

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(第四十四條第一項及び第四十五條第一項を除き、以下「評価書」という。)を規則で定めるところにより作成しなければならぬ。

一 四 略

(工事の着手及び完了の届出)

第三十五條 事業者(対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。以下この章及び第四十七條第一項において同じ。)は、対象事業の工事に着手したとき、又は対象事業の工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を、知事に届け出るとともに、関係市町村に通知しなければならぬ。

第八章 環境影響評価その他の手続の特例

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

第三十八條 略

第二節 認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電

なければならぬ。

(評価書の作成)

第二十二條 略

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(第四十三條第一項及び第四十四條第一項を除き、以下「評価書」という。)を規則で定めるところにより作成しなければならぬ。

一 四 略

(工事の着手及び完了の届出)

第三十五條 事業者(対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。以下この章及び第四十六條第一項において同じ。)は、対象事業の工事に着手したとき、又は対象事業の工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を、知事に届け出るとともに、関係市町村に通知しなければならぬ。

第八章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

第三十八條 略

事業に関する特例

第四十条 選定事業者（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）がその認定公募占用計画（同法第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画をいう。）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業（同法第二条第四項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業をいう。）を行う場合における当該選定事業者については、第二章第二節の規定は、適用しない。

2 前項の場合における選定事業者に関する第十二条第一項、第十五条、第二十二条第一項第一号、第二十七条、第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	第十条第一項の意見を勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等

第十五条	第八条第一項及び第十條第一項の意見	調査の結果を考慮して
第二十二條第一項第一号	第六條の地域	整備法第十一条第六項の地域
第二十七條、第二十八條第一項及び第二十九條第一項	同條から第十條まで及び第十二條	第十二條
第二十七條	第七條	第十六條
第二十七條	第五條から第十條まで及び第十二條	第十二條

第九章 略

第四十一条～第四十六条 略

第十章 略

第四十七条 略

(勸告)

第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、書面に

第九章 略

第四十条～第四十五条 略

第十章 略

第四十六条 略

(勸告)

第四十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、書面に

より、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一〇三 略

四 第三十七条第一項又は第四十五条第一項の規定による要求に応じない者

(公表)

第四十九条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表することができる。

一〇五 略

六 第四十四条第一項の規定により環境状況把握措置報告書を作成しなければならぬ者が当該環境状況把握措置報告書に虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第一項又は第二項の規定による報告の要求又は調査についての協力の要請を受けた者が正当な理由がなく当該要求又は要請に応じないとき。

八 第四十七条第一項又は第二項の規定による報告の要求を受けた者が虚偽の報告をしたとき。

九 略

2 略

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第五十条 知事は、事業者又は都市計画決定権者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。

より、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一〇三 略

四 第三十七条第一項又は第四十四条第一項の規定による要求に応じない者

(公表)

第四十八条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表することができる。

一〇五 略

六 第四十三条第一項の規定により環境状況把握措置報告書を作成しなければならぬ者が当該環境状況把握措置報告書に虚偽の記載をしたとき。

七 第四十六条第一項又は第二項の規定による報告の要求又は調査についての協力の要請を受けた者が正当な理由がなく当該要求又は要請に応じないとき。

八 第四十六条第一項又は第二項の規定による報告の要求を受けた者が虚偽の報告をしたとき。

九 略

2 略

る。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者の同意を得なければならない。

一 第七条（第三十九条の規定により都市計画決定権者が第七条の規定による公表を行う場合に適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた方法書

二 第十六条（第三十九条の規定により都市計画決定権者が第十六条の規定による公表を行う場合に適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた準備書

三 第二十六条（第三十九条の規定により都市計画決定権者が第二十六条の規定による公表を行う場合に適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた評価書

四 第三十六条第二項の規定による公表 当該公表がされた事後調査等報告書

（適用除外）

第五十一条 第二章から第九章まで及び第四十七条から前条までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 四 略

第五十二条 略

（適用除外）

第四十九条 第二章から第九章まで及び前三条の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 四 略

第五十条 略